

超小型モビリティ認定制度の概要

コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車（超小型モビリティ）については、都市や地域の新たな交通手段など、生活・移動の質の向上をもたらす新たなカテゴリーの乗り物として期待されています。

平成25年1月、道路運送車両法に基づく基準緩和を活用した超小型モビリティの認定制度を新設しました。

認定制度では、安全確保を最優先に考え、①高速道路等は走行しないこと、②交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行すること、等を条件とした上で一部基準を緩和することとし、認定を受けた超小型モビリティは公道走行が可能となります。

超小型モビリティ認定制度の概要

○対象とする超小型モビリティ

- ① 長さ、幅、高さが軽自動車の規格内の三・四輪自動車
- ② 乗車定員2人以下のもの（2個の年少者用補助乗車装置を取り付けたものにあっては、3人以下）
- ③ 定格出力8kW以下（又は125cc以下）のもの

○申請者

地方公共団体又は地方公共団体が組織した協議会

○認定時の保安基準の取り扱い

安全確保を最優先として、主に以下の取り扱いを行う。

- （主な例）制限された運行地域→座席の取付強度基準を緩和
車幅の狭い車両→二輪の灯火器の保安基準を適用

○認定後の措置

- ・一台毎の基準適合性審査（いわゆる車検）を軽自動車検査協会にて実施
- ・使用者に対する運行地域、安全対策等の事前説明
- ・運行時には、各車両に認定書の写しを携帯させるとともに、申請者は、毎年運行結果を地方運輸局長に報告

超小型モビリティ認定制度（平成25年1月）

使用上の条件を付した上で、安全基準を一部緩和し、安全性を低下することなく、公道走行を可能とする。

軽自動車の安全基準を一部緩和

【基準の非適用】

- 座席やシートベルトの取付強度
- シートバックの衝撃吸収
- 座席空間、寸法 など

【二輪車相当の緩和基準】

- 灯火器 ○ブレーキ など

【その他】

- 衝突試験の代わりに、構造を確認



超小型モビリティ
（乗車定員2人）

安全確保のための使用上の条件

- 高速道路等を走行しないこと
- 地方公共団体等の了解の下、その指定する地域において運行されること
- 使用者への講習が行われること
- 使用者の特定、管理が適切に行われること

認定制度の見直しについて（対応方針）

「超小型モビリティ認定要領」の見直しを行い、地方公共団体以外の者による申請を可能とする、実績のある車両の審査を合理化する等、より使いやすい制度としていく方針である。

道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が定めるものを定める告示の一部を改正する告示案及び超小型モビリティの認定要領（依命通達）の一部を改正する通達案について

1. 改正の背景

国土交通省では、軽自動車よりも小さい乗車定員が 2 人程度の自動車（超小型モビリティ）について、道路運送車両法に基づく基準緩和制度を活用した認定制度を平成 25 年 1 月に創設し、その開発・普及促進を図ってきたところである。

現行の認定制度の下では、超小型モビリティの運行に際し、高速道路等を運行しないことや地方公共団体等が交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行すること等の使用上の制限を付すことを前提に、当該車両に適用される保安基準の一部を緩和することにより、その公道走行が認められている。

今般、この認定制度について、今後の車両安全対策のあり方についてとりまとめた交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会報告書（平成 28 年 6 月）において、手続きの柔軟性を高め、より超小型モビリティの普及を図るため、「見直しを行い、地方公共団体以外の者による申請を可能とする、実績のある車両の審査を合理化する等、より使いやすい制度としていくべきである。」との方向性が示された。

このことを踏まえ、より多くの地域において超小型モビリティが身近に利用される環境を整備すべく、道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が定めるものを定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1320 号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

（1）道路運送車両の保安基準第 55 条第 1 項、第 56 条第 1 項及び第 57 条第 1 項に規定する国土交通大臣が定めるものを定める告示の一部改正

超小型モビリティについて緩和することができる保安基準に、曇り防止装置（デフロスタ）の設置に係る基準を追加するほか、所要の改正を行う。

（2）超小型モビリティの認定要領（依命通達）の一部改正（※詳細は別添参照）

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

○申請者要件の緩和

地方公共団体の長又は地方公共団体が組織した協議会の長以外の者による申請を可能とする。ただし、申請者は、超小型モビリティの運行についてあらかじめ運行地域がある地方公共団体の長等の了承を得るものとする。

○運行地域の柔軟運用

運行地域が複数の地方公共団体にまたがる場合、各地方公共団体の長等の了承を得た上で申請を行うことにより、当該各地方公共団体を運行地域に含めることができることとする。

○認定実績のある車両の審査の合理化

新たに認定を申請する超小型モビリティのうち、既に認定実績のある超小型モビリティと同一の構造を有し、交通の安全と円滑を図るために同様の措置を講ずるものについては、提出書類の簡略化など審査の合理化を図ることとする。

【参考】現行の認定制度の概要

○対象とする超小型モビリティ

- ・長さ、幅、高さが軽自動車の規格内である三・四輪自動車
- ・乗車定員2人以下（2個の年少者用補助乗車装置を取り付けたものにあつては、3人以下）
- ・定格出力8kW以下（又は125cc以下）

○申請者

地方公共団体の長又は地方公共団体が組織した協議会の長

○認定時の保安基準の取扱い

使用上の制限を付すことにより、本来適用されるべき保安基準の一部を緩和

○認定後の措置

使用者に対する運行地域、安全対策等の事前説明 等

※現行の認定要領につきましては次のとおりです。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000043.html

3. スケジュール（予定）

公 布：平成29年12月上旬

施 行：公布の日